

【タイトル】

女性差別がなく、性別にとらわれず、「自分らしく」生きられる社会へ

【現状と課題】

女性差別解消が進まない日本の現状

日本の女性の地位をみると、男女間のギャップは、経済 134 か国中 101 位、政治をみると 101 位、総合的には 131 か国中 94 位（世界経済フォーラム 2011）というのが現状です。

農業の 6 割を女性が担い、不安定労働であるパート労働の 7 割、介護や子育てといった無償労働の 9 割を女性が担いつつも、政治や経済、労働組合、町内会に至るまで、あらゆる政策決定過程から女性は排除されてきたために、社会の制度に女性の経験・声は全くといっていいほど反映されていません。3・11 被災地の避難所での問題や復興計画も同様です。第 3 次男女共同参画基本計画では 2020 年までに、女性 30% という目標を掲げていますが、審議会以外、あまり成果はみられません。女性の扱われ方をみると社会の質がわかるといわれていますが、「女性差別大国」である日本は「人権後進国」であり、子ども、高齢者、障がい者、外国人、マイノリティとされている人々にとって生きにくい社会といえます。

女性差別を再生産してきた性別分業による社会システム

それでは、なぜ日本では、性差別解消が進まないのでしょうか。

その最大の要因は、「女性」「男性」という二つの性別に分け、男性は外で公的領域、女性は内で私的領域を担う性別役割分業体制を維持・強化してきた現在の社会のシステムにあります。

健康な成人男性を基準とし、男性を稼ぎ主とする世帯単位をモデルとつくられた税制や社会保障制度は、女性の生き方や働き方を制約し、子育てや介護など「ケア役割」を女性に担わせてきました。また第 1 子が生まれると 7 割の女性が仕事を辞めることや、女性の賃金は男性の半分という事実、女性の政策決定への参画の低さなども性別役割分業体制、意識と深くつながっています。

世帯単位から個人単位の社会システムへ

女性差別を解消することとは、男女二分法によっ

て性別役割や性別分業のシステムを維持・強化してきた世帯単位の社会システムを個人単位に変えていくことです。このことは、妻子を養うのが男の役目といった呪縛や競争社会のなかで、男は強くといった社会的規範が求められ困難に直面している男性の解放、さらに男女二分法によって生きづらさに直面する性的マイノリティの差別問題解決にもつながります。

性差別のない社会をつくることは、性暴力やDV など構造的な暴力のない、公正で、競争ではなく相互に助け合いながら、一人ひとりが可能性に挑み、輝ける社会を創造することです。

【政策——解決のための提案】

1. 性差別禁止法を制定し、結果の平等の実現へ

- ・介護・子育てなど女性の労働とみなされているケア労働の専門職化と処遇改善
- ・あらゆる政策決定への女性の参画を促進する積極的暫定措置（クオータ制＝割当制の導入）

2. 世帯単位から個人単位の社会システムとし、多様な生き方の選択を可能に

- ・婚姻制度に依拠した、性に不平等な制度（保険、年金、扶養控除）を中立な制度に変える
- ・所得税と社会保険の専業主婦控除の廃止
- ・民法改正

婚姻年齢を男女同年齢にする

選択的夫婦別姓制度を導入

離婚時の財産分与を原則 2 分の 1 と明記し、非嫡出子に対する相続差別を廃止

再婚禁止期間を廃止

3. 性差別に基づく暴力の根絶

- ・被害者が声をあげられる性暴力禁止法の制定
- ・DV 防止法の改正・強化（接近禁止命令の延長、加害者の公的更生プログラムの確立、交際相手や性的少数者まで対象拡大など）
- ・職場での、性的マイノリティや単身者へのハラスメントをセクハラとして認定
- ・精神保健福祉施設での女性や性的マイノリティへのいじめやセクハラ防止プログラムを導入

4. 女性の自己決定の基本であるリプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する権利）の保障

- ・性的自己決定を行使するための性教育を充実
- ・男性の育児・介護休暇取得の義務化

5. 女性の人権の視点に立った災害・防災・復興計画、意思決定過程への女性の参画の促進